



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 17 日 (金)
第 8 8 0 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (426) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定訪問看護事業の休止の届出 (427) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (428) (〃) 2
	管理理容師資格認定講習会の指定 (429) (くらしの安心推進課) 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (430) (〃) 3
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (431) (〃) 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (432) (農地・水保全課) 5
◇ 合同選管 告 示	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示 することができる日 (5) 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示 することができる区画の数 (6) 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録 資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間 (7) 5
	参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間 (8) 5
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 6

告 示

鳥取県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
外江薬局	境港市外江町上廻沢2275-1	平成28年2月10日
訪問看護ステーションのではまゆう	鳥取市野寺67	平成28年4月1日
里仁皮膚科	鳥取市里仁56-1	平成28年6月1日

鳥取県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	休止年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションにしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成28年3月31日

鳥取県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山栞 裕史		げんきマッサージ院	倉吉市下田中町158	平成28年4月20日

鳥取県告示第429号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 講習会を行う者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目 7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第 1 日 平成28年10月24日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第 2 日 平成28年10月31日	〃
第 3 日 平成28年11月 7 日	〃

3 受講資格

平成28年 9 月 5 日までに理容師としての業務経験が 3 年以上ある者であること。

4 申込手続

(1) 申込書の配布

平成28年 6 月 27 日（月）から同年 8 月 5 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

(2) 申込書の配布及び受付の期間

平成28年 8 月 15 日（月）から同年 9 月 5 日（月）まで（休日等を除く。）

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目 2-27

電話 082-236-1150

(4) 受講手数料

18,000円

鳥取県告示第430号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会を行う者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目 7-26

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第 1 日 平成28年10月24日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第 2 日 平成28年10月31日	〃
第 3 日 平成28年11月 7 日	〃

3 受講資格

平成28年 9 月 5 日までに美容師としての業務経験が 3 年以上ある者であること。

4 申込手続

(1) 申込書の配布

平成28年 6 月 27 日（月）から同年 8 月 5 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

- (2) 申込書の配布及び受付の期間
平成28年8月15日(月)から同年9月5日(月)まで(休日等を除く。)
- (3) 提出先及び問合せ先
公益財団法人美容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27
電話 082-236-1150
- (4) 受講手数料
18,000円

鳥取県告示第431号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成28年11月6日(日)午前10時から午後5時まで
(うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。)の科目は、午前10時から正午まで。その他の科目は、午後1時から午後5時まで。)
場所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎
 - (2) 第1型講習
日時 平成28年10月23日(日)午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- 4 第2型講習(業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成28年12月16日(金)
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
 - (1) 第1型研修 平成28年10月17日(月)から同月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
 - (2) 第1型講習 平成28年9月26日(月)から同年10月7日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
 - (3) 第2型講習 平成28年11月7日(月)から同月18日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 6 受講料
 - (1) 第1型研修 5,000円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合は、8,000円)

(2) 第 1 型講習 4,500円

(3) 第 2 型講習 4,500円

7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、本高土地改良区の定款の変更を平成28年6月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年6月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

区画の数 6

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日 平成28年6月21日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日 平成28年7月10日

登録を行う日 平成28年6月21日

縦覧期間 平成28年6月22日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

平成28年7月10日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定める。

平成28年6月17日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

縦覧期間 平成28年 6 月22日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年 6 月17日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
森本清建設 有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里 959 - 10	八頭郡八頭町福地地内	真砂土の採取	7.0825 ヘクタール	6.7683 ヘクタール	3.4512 ヘクタール	平成24年2月14日から平成31年3月1日まで	平成28年6月3日